

請 願 審 査 資 料

平成 26 年請願第 7 号
高齢者乗車券の利用拡大について

平成 26 年請願第 12 号
高齢者乗車券のタクシー利用拡大について

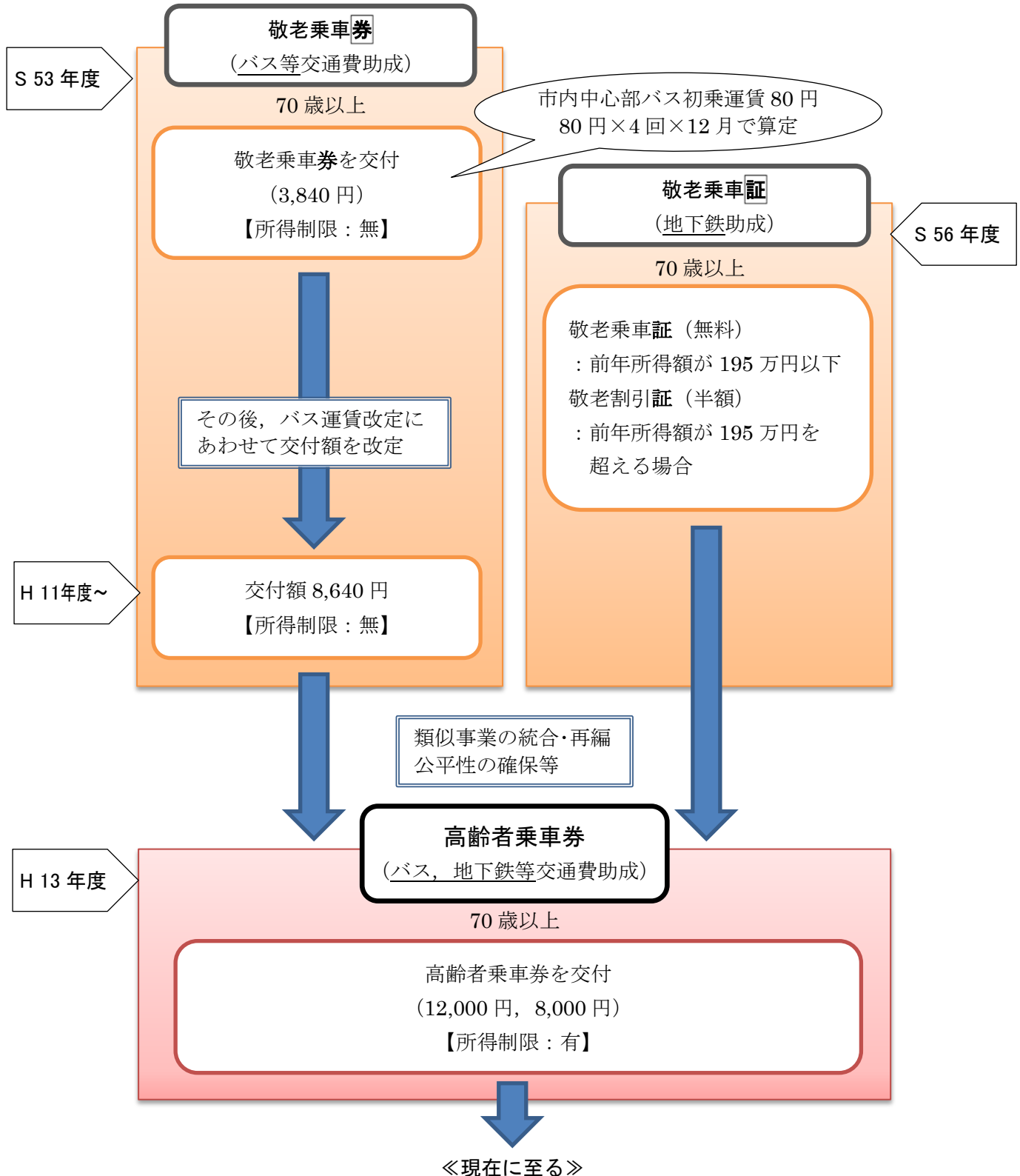
平成 26 年 8 月 5 日

保 健 福 祉 局

1 高齢者乗車券事業の状況

(1) 本市における乗車券制度の変遷

現在の高齢者乗車券事業は、平成13年度に従前制度を統合・再編し、開始した。



(2) 現在の制度概要

①実施根拠

福岡市高齢者乗車券等交付規則

②目的

高齢者に対し、公共交通機関の乗車料金の助成を行うことにより、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。(規則1条)

③交付対象者

福岡市に住民登録をしている満70歳以上の人で、福岡市介護保険料所得段階区分が1から6の人。

ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を持っている人は福祉乗車券が交付されるため、高齢者乗車券の交付対象としていない。

(3) 交付内容

①乗車券の交付額

介護保険料所得段階区分が1から4の人 年額 12,000円以内

介護保険料所得段階区分が5・6の人 年額 8,000円以内

■福岡市介護保険料所得段階と人口割合(70歳以上)

保険料		交付額(円)	割合(%)		
1	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢年金受給者 など	12,000円以内	6.2	66.3	86.5
2			19.8		
3			17.4		
4			22.9		
5	合計所得金額125万円以下	8,000円以内	9.4	20.2	
6			10.8		
7	市民税本人課税	対象外	6.9	13.5	13.5
8			2.2		
9			1.1		
10			0.6		
11			0.4		
12			2.3		

※人口割合は、平成26年3月31日現在

②乗車券の種類

下記4種類の中から、いずれか1種類を選択。

- ア 福岡市交通用福祉 I C カード
- イ 福岡市営渡船乗船引換券
- ウ 板屋脇山線乗合タクシー回数乗車券
- エ 今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券

福岡市交通用福祉 I C カード

福岡市交通局発行『はやかけん』と同様、福岡市営地下鉄、西鉄電車・バス、J R 九州電車・バスなど、交通系 I C カード全国相互利用サービス対象路線で使用可能。



③交付時期

満 70 歳以上の人には、毎年 9 月から交付開始。

満 70 歳になる人には、原則として満 70 歳の誕生日の前日から交付開始。

④交付額の考え方

現行制度に再編する前の「敬老乗車券」では、高齢者が老人福祉センターや公民館等に行くための交通費の一部助成として、市内中心部のバス初乗り運賃をベースに月 4 回分に相当する額を交付していた。

平成 13 年度から開始した現行制度では、従前の「敬老乗車券」(8,640 円分、所得制限なし)及び「敬老乗車証」(無料又は半額、所得制限あり)の交付内容をふまえ、一定の所得制限のもと 月額 1,000 円分(所得段階により 2/3 に減額の場合あり)を交付している。

⑤対象者への周知方法

高齢者乗車券は毎年 9 月から当該年度分の交付を開始しており、開始前に、市内全世帯に配布する「市政だより」8 月 15 日号に本事業に関する記事を掲載し、周知を図っている。

また、対象者への申請等を促す記事も定期的に「市政だより」(年 3 回)に掲載し、交付申請を周知している。

なお、平成 22 年度 福岡市高齢者実態調査の結果によると、60 歳以上の高齢者のうち高齢者乗車券制度を知っている人の割合は全体の 93.8%であり、本制度については相当程度認知されているものと考えている。

(4) 交付実績

① 交付対象者の推移

(単位：人)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度見込
対象者数	127,095	132,916	141,280	145,732	151,692	157,106	(161,855)
交付者実績	86,739	88,838	94,524	94,608	97,305	100,043	(107,958)
申請率	68.2%	66.8%	66.9%	64.9%	64.1%	63.7%	(66.7%)

※対象者数：各年度の7月31日現在。福祉乗車券対象者除く。

② 事業費（役務費）の推移 20～24年度は決算額 25,26年度は予算額 (単位：千円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
役務費	793,498	909,864	1,329,826	1,033,500	1,047,613	1,129,057	1,144,317
前年比	9,774	116,366	419,962	▲296,326	14,113	—	—

※平成22年度決算額は、磁気カードを廃止しICカードを導入したことに伴い、支払方法が実績払いから前払いに変更され、役務費が一時的に増加。

③ 乗車券の選択状況 (平成25年度実績)

交通機関	交付人数	交付割合
福岡市交通用福祉ICカード	99,571人	99.6%
福岡市営渡船乗船引換券	411人	0.4%
今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券	61人	0.0%
板屋脇山線乗合タクシー回数乗車券	0人	0.0%

2 請願に対する考え方

高齢者乗車券交付事業は、従前の敬老乗車券、敬老乗車証制度も含め、高齢者の社会参加を促進することを目的に、バス、電車、地下鉄等の大量輸送の公共交通機関を利用するための乗車券として交付してきた。

今後、高齢者人口が大きく伸び、高齢化が一層進展すると見込まれるなか、高齢者の「生きがいづくり」や「介護予防」は、ますます重要になるものと考えているが、その一方で、限られた財政資源のもと、高齢者人口の増加に対応した、持続可能な高齢者施策に向けての検討も必要不可欠である。

高齢者の社会参加促進や外出支援のための施策は、「生きがいづくり」や「介護予防」の実現にもつながる重要な取組みであると考えており、高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行っていく中で、タクシー利用を含めた高齢者乗車券のあり方についても検討していきたい。

※参考

(1) 70歳以上高齢者の外出目的と交通手段

外出時の交通手段として、バス利用が最も多く、次いで自家用車（自分で運転）、自転車の順である。タクシー利用の中では、「通院や介護施設に通う」目的が最も多い（56.7%）。

交通手段	総計		目的																	
			買い物		通院や介護施設に通う		趣味や運動・散歩		友人と会う		仕事		食事		家族や親せきなどに会う		その他		ボランティア活動	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
バス(路線バス)	408	28.6%	99	24.3%	77	18.9%	88	21.6%	50	12.3%	24	5.9%	26	6.4%	21	5.1%	14	3.4%	9	2.2%
自家用車(自分で運転)	362	25.4%	139	38.4%	47	13.0%	64	17.7%	15	4.1%	41	11.3%	28	7.7%	14	3.9%	10	2.8%	4	1.1%
自転車	240	16.8%	106	44.2%	33	13.8%	55	22.9%	8	3.3%	14	5.8%	7	2.9%	5	2.1%	4	1.7%	8	3.3%
自家用車(家族等が運転)	155	10.9%	61	39.4%	34	21.9%	15	9.7%	4	2.6%	6	3.9%	16	10.3%	12	7.7%	6	3.9%	1	0.6%
地下鉄	79	5.5%	19	24.1%	9	11.4%	20	25.3%	13	16.5%	3	3.8%	7	8.9%	4	5.1%	3	3.8%	1	1.3%
タクシー(一般)	60	4.2%	6	10.0%	34	56.7%	3	5.0%	3	5.0%	2	3.3%	3	5.0%	5	8.3%	3	5.0%	1	1.7%
医療施設などの「送迎サービス」	50	3.5%	1	2.0%	47	94.0%	2	4.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
その他	28	2.0%	9	32.1%	3	10.7%	9	32.1%	1	3.6%	2	7.1%	1	3.6%	1	3.6%	2	7.1%		0.0%
西鉄電車	27	1.9%	4	14.8%	9	33.3%	4	14.8%	3	11.1%	2	7.4%		0.0%	1	3.7%	2	7.4%	2	7.4%
JR	15	1.1%	3	20.0%	2	13.3%	5	33.3%	3	20.0%	1	6.7%		0.0%	1	6.7%		0.0%		0.0%
介護タクシー	4	0.3%		0.0%	3	75.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1	25.0%		0.0%
総計	1428	100.0%	447	31.3%	298	20.9%	265	18.6%	100	7.0%	95	6.7%	88	6.2%	64	4.5%	45	3.2%	26	1.8%

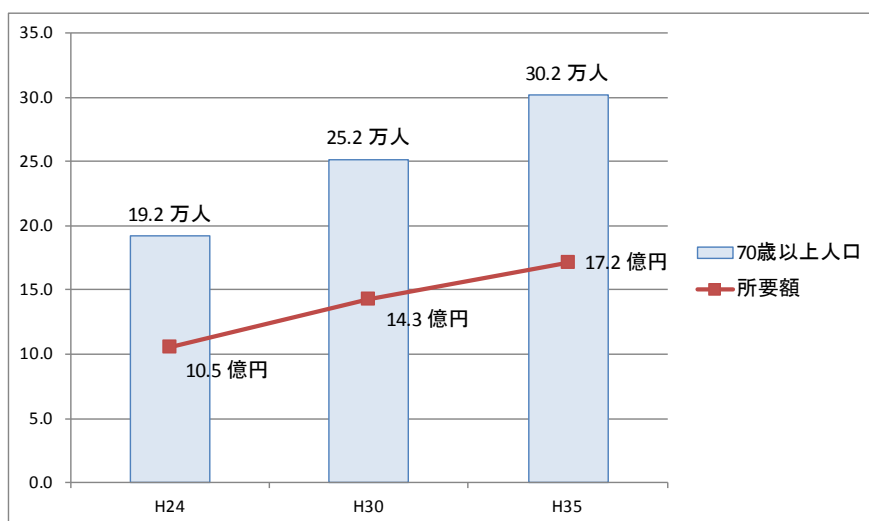
平成25年度 福岡市高齢者実態調査

・ 集計対象: 70歳以上、交通手段で徒歩と回答した人を除く (N=1,005)

・ 複数回答のため重複あり

(2) 高齢者乗車券交付額見込み(試算)

	H24	H30	H35
70歳以上人口 (H24.3総務企画局将来推計人口)	19.2 万人	25.2 万人	30.2 万人
対象者数 (H30,35はH24実績値79.2%を適用)	15.2 万人	20.0 万人	23.9 万人
交付者数 ※H30,35は交付率平均値66.7%を適用	9.7 万人	13.3 万人	16.0 万人
所要額 ※H30,35はH24実績単価10,766円×交付者数	10.5 億円	14.3 億円	17.2 億円
H24決算比の増加額	-	3.8 億円	6.7 億円



(3) 政令指定都市高齢者交通費助成制度状況(平成26年度)

- ・高齢者への交通費助成を行っているのは、20政令指定都市中14都市。
- ・このうち、タクシー券を導入しているのは、浜松市と広島市の2市。なお、浜松市は平成26年度より交付金額を減額(年額6,000円→4,000円)のうえ、平成29年度の廃止又は対象者限定を検討中。

(4) 本市の高齢者移送にかかる制度概要

【福祉有償運送】

NPO法人等が、要介護者や身体障害者等の会員に対して、自家用車を使用し、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

○対象者

介護保険における要支援・要介護認定を受けている、もしくは、身体障害者手帳を所持する者など、単独で公共交通機関を利用することが困難な者。

※事前に会員登録が必要

○利用料金

営利とは認められない範囲の対価

○利用実績（平成 24 年度）

登録会員数 149 人（年度末現在）

利用回数 のべ 13,991 回

【移送サービス】

公共交通機関利用困難な寝たきりの高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成。

○対象者

福岡市内に居住する 65 歳以上の在宅高齢者のうち、介護保険における要介護 4、5 と認定された者であって、かつ、座位が保てない者。介護保険料の所得段階が第 8 段階以上の者は助成対象外。

○助成額

介護保険料の所得段階に応じ、1 回あたり 850 円～8,500 円を助成するチケットを年間 4 枚交付。

○交付実績（平成 25 年度）

104 人

※介護保険制度での関連サービス

【通院等乗降介助（介護タクシー）】

通院のための乗車または降車の介助を行う。

○対象者

介護保険における要介護 1～5 の者。

○利用者料金

108 円＋タクシー料金

○利用実績（平成 25 年度）

利用者数 2,156 人

利用回数 のべ 97,293 回

(5) 本市の障がい者移送にかかる制度概要

【福祉乗車券】

高齢の障がい者に、交通機関の乗車券等を交付。

○対象者

70 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳のいずれかを所持している者。所得制限無し。

○交付額

年間 8,640 円以内。交付券種は高齢者乗車券と同じ。

○交付実績（平成 25 年度）

15,456 人

【福祉乗車証・福祉割引証】

障がい者に、市営地下鉄乗車料金の全部又は一部を助成。

○対象者

（福祉乗車証）

- ・身体障害者手帳：1～3 級(又は 4～6 級で前年の所得が 195 万円以下の 70 歳以上) の者
- ・療育手帳：A（又は B で前年の所得が 195 万円以下の 70 歳以上） の者
- ・精神障害者保健福祉手帳：1 級（又は 2～3 級で前年の所得が 195 万円以下の 70 歳以上） の者
- ・戦傷病者手帳：特別項症～第 6 項症（又は同手帳所持者で前年の所得が 195 万円以下の 70 歳以上） の者
- ・被爆者健康手帳：医療特別手当，特別手当，原子爆弾小頭症手当，健康管理手当のいずれかの受給者(又は同手帳所持者で前年の所得が 195 万円以下の 70 歳以上) の者

（福祉割引証）

- ・精神障害者保健福祉手帳上記外と 1 級の介護者
- ・戦傷病者手帳上記外と特別項症～第 6 項症の介護者
- ・被爆者健康手帳上記外
- ・施設入所者とその付添者

なお、身体障害者手帳 4～6 級，療育手帳 B の者は手帳を提示することによって、また、身体障害者 1～3 級，療育手帳 A の介護者も割引を受けることができる。

○助成額

福祉乗車証：全額 福祉割引証：半額

○交付実績（平成 25 年度）

福祉乗車証：23,592 人 福祉割引証：5,544 人

【福祉タクシー料金助成】

重度心身障がい児・者に、タクシーの初乗運賃額を助成。

○対象者

- ・視覚，内部障がい 1～2 級
- ・下肢，体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。） 1～2 級
- ・視覚障がい，肢体不自由，内部障がい重複して総合 2 級以上で，かつ下肢又は体幹機能障がい 3 級
- ・療育手帳 A

※18 才以上の障がい者の場合は，本人及び配偶者が市民税非課税

※18 才未満の障がい児の場合は，保護者の属する住民基本台帳上の世帯員全員が市民税

○助成額

申請月から年度末までの月数×1 か月あたり 4 枚の初乗運賃相当分（上限有り）のチケットを交付。

○交付実績（平成 25 年度）

6,150 人

【障がい者移送サービス】

公共交通機関利用困難な寝たきりの障がい者に、寝台タクシー料金の一部を助成。

○対象者

40 歳から 64 歳までの介護保険法の特定疾病に該当する者で，要介護 4，5 の認定を受け，当該疾病に起因する身体障害者手帳を所持する者であり，かつ座位を保てない者。
所得制限有り

○助成額

所得に応じ，1 回あたり 850 円～8,500 円を助成するチケットを年間 4 枚交付。

○交付実績（平成 25 年度）

6 人